

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都公文書管理委員会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都公文書等の管理に関する条例第38条
設置年月日	令和1年10月23日
機関の目的 ・ 所掌内容	・ 公文書管理に関する重要事項の審議 ・ 公文書館が保存する歴史公文書等の利用請求に係る審査請求の審議
委員数	5人 (うち、女性委員数 3人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	個人のプライバシーを扱う場合非公開とする
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	審査請求に係る審議については、公文書の利用（閲覧等）をさせなかったこと等の妥当性をインカメラ審議により検討するため、会議を公開することとなると、利用させなかった部分を公開することとなり、審議の性質にそぐわない。また、個人のプライバシーを保護する必要がある。
備考	
HPのURL	<a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/10/28/05.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/10/28/05.html</a>
問い合わせ先	総務局総務部文書課 電話番号：03-5388-2327 FAX番号：03-5388-1254